

令和2年度(2020年度)における経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請の受付について

渡島総合振興局 総務課

渡島総合振興局産業振興部所管の公共工事(農業土木工事・水産土木工事・森林土木工事)に係る共同企業体の申請について、次のとおり取り扱うことにしましたので、お知らせします。

1 申請の受付

- (1) 受付場所 函館市美原4丁目6番16号(渡島合同庁舎東棟2階)
 渡島総合振興局 総務課 主査(事業管理)
 TEL(直通) 0138-47-9418 (内線2231)

(2) 申請書の渡島総合振興局提出期限及び資格決定通知日

申請書提出期限	資格決定通知日	申請区分	備考	
令和2年(2020年)		令和2年(2020年)2月17日(月)から申請書の受付を開始します。		
3月3日(火)	3月11日(水)	「舗装」(※現時点で建設部所管「建築」「電気」「管」JVの予定はありません。)		
3月3日(火)	3月13日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
3月10日(火)	3月18日(水)	「舗装」		
3月10日(火)	3月19日(木)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
3月17日(火)	3月25日(水)	「舗装」		
3月17日(火)	3月27日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
3月24日(火)	4月3日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
3月31日(火)	4月10日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
4月7日(火)	4月17日(金)	「舗装」		
4月14日(火)	4月24日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
4月21日(火)	5月1日(金)	「舗装」		
4月28日(火)	5月15日(金)	「舗装」		
4月28日(火)	5月20日(水)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
5月12日(火)	5月22日(金)	「舗装」	※農政部及び水産林務部所管のJVは、5月から12月までの間について、毎月20日に資格決定(閉庁日の場合は直前の開庁日)	
5月19日(火)	5月29日(金)	「舗装」		
5月26日(火)	6月5日(金)	「舗装」		
6月2日(火)	6月12日(金)	「舗装」	※建設部所管のJVは、5月、6月、1月、2月については、原則、毎週金曜日に資格決定(閉庁日の場合は直前の開庁日)	
6月5日(金)	6月19日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
6月9日(火)	6月19日(金)	「舗装」		
6月16日(火)	6月26日(金)	「舗装」	※建設部所管のJVは、7月から12月までの間は、原則、第1及び第3金曜日に資格決定(閉庁日の場合は直前の開庁日)	
6月23日(火)	7月3日(金)	「舗装」		
7月7日(火)	7月17日(金)	「舗装」		
7月7日(火)	7月20日(月)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
7月28日(火)	8月7日(金)	「舗装」		
8月4日(火)	8月20日(木)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
8月7日(金)	8月21日(金)	「舗装」		
8月25日(火)	9月4日(金)	「舗装」		
9月8日(火)	9月18日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
9月18日(金)	10月2日(金)	「舗装」		
10月6日(火)	10月16日(金)	「舗装」	※建設部所管のJVは、7月から12月までの間は、原則、第1及び第3金曜日に資格決定(閉庁日の場合は直前の開庁日)	
10月6日(火)	10月20日(火)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
10月27日(火)	11月6日(金)	「舗装」		
11月6日(金)	11月20日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」		
11月10日(火)	11月20日(金)	「舗装」		
11月24日(火)	12月4日(金)	「舗装」		
12月8日(火)	12月18日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
12月22日(火)	1月8日(金)	「舗装」		
令和3年(2021年)				
1月5日(火)	1月15日(金)	「舗装」		
1月12日(火)	1月22日(金)	「舗装」		
1月19日(火)	1月29日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
1月26日(火)	2月5日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
2月2日(火)	2月12日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」		
2月9日(火)	2月19日(金)	「農業土木」「水産土木」「森林土木」「舗装」	※最終受付	
3月		令和2年度(2020年度)の受付は行いません。		

※舗装工事以外の建設管理部所管JVの申請を受付ける場合は、「舗装」と同じ申請日程で受付を行います。

2 留意事項

(1) 令和元年度（2019年度）から継続する経常建設共同企業体

令和元年度（2019年度）において2年間の継続を予定して結成された経常建設共同企業体が、令和2年度（2020年度）の資格審査申請を行う場合は、前年度の結成状況について協定書の写しを提出してください。

(2) 令和2年度（2020年度）の経常建設共同企業体の資格審査は、各構成員が令和元・2年度（平成31・32年度）競争入札参加資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）により行います。

(3) 資格審査申請の際、合併契約、事業譲渡契約等を締結する旨を明らかにした書面を提出した者は、「経常建設共同企業体の資格審査における評定数値の調整について」（平成20年12月1日付け建情第925号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）により評定数値を調整します。

(4) 水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について

ア 対象工事について

水産土木工事においては、C等級工事であっても工事予定価格2,000万円以上の工事については経常建設共同企業体を活用することが可能です。

森林土木工事における経常建設共同企業体の活用においては、格付等級のうち最下位等級（C等級）を除いた工事とします。

イ 経常企業体の構成について

水産土木工事に係る共同企業体で二等級差企業（AとBとC、AとCなど）により結成する場合には、次の書類を添付してください。（C等級資格者分のみ）

- ・過去5カ年間の工事施工実績
- ・工事施工成績評定書（前年度）
- ・技術者の保有状況

(5) 農業土木工事については、工区により「草地経常建設共同企業体」の試行が適用となる場合があります。

（※H31(2019).2.21付け事調第1099号「草地整備工事における経常建設共同企業体の活用の試行について」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ics/soutiseibikeijyoujvgaiyou.pdf>）